令和5年度第1回加須市田ケ谷総合センター運営委員会 次第

日 時 令和6年3月21日(木) 午後2時00分から 場 所 加須市田ケ谷総合センター 1階 集会室(ホール)

【会議のポイント】

- ・令和5年度加須市田ケ谷総合センター事業実施状況の報告
- ・令和6年度加須市田ケ谷総合センター事業計画(案)の説明
- ・田ケ谷総合センター職員勤務時間外の施設の鍵管理について

【目標の時間】60分

- 1 開 会
- 2 委員委嘱
- 3 副市長挨拶
- 4 委員長・副委員長選出
- 5 委員紹介
- 6 議 事
 - (1) 令和5年度加須市田ケ谷総合センター事業報告について
 - (2) 令和6年度加須市田ケ谷総合センター事業計画(案)について
 - (3)田ケ谷総合センター職員勤務時間外の鍵管理について
- 7 その他
- 8 閉 会

〈配布資料〉

- ・次第
- ・加須市田ケ谷総合センター運営委員会委員名簿
- ・ 資料 1 令和 5 年度加須市田ケ谷総合センター事業実施状況報告及び 令和 6 年度加須市田ケ谷総合センター事業計画(案)について
- ・資料2田ケ谷総合センター職員勤務時間外の鍵管理について
- ・ 資料 3 加須市田ケ谷総合センター条例
- ・資料4加須市田ケ谷総合センター条例施行規則

加須市田ケ谷総合センター運営委員会委員

令和6年3月21日

No.	選出区分	氏 名	備考
1	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	ふくおか のりあき 福岡 憲昭	
2	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	^{のなか あきこ} 野中 昭子	
3	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	馬橋正芳	
4	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	萩原好子	
5	2号委員 知識経験を有する者	せかもと としお 坂本 利雄	
6	2号委員 知識経験を有する者	to t	
7	2号委員 知識経験を有する者	^{さかもと} ちかこ 坂本 チカ子	
8	2号委員 知識経験を有する者	できる おきひこ 小海 昭彦	
9	2号委員 知識経験を有する者	新原 浩之	
10	3号委員 市の職員	nlかわ ゆういち 石川 雄一	

*選出区分=加須市田ケ谷総合センター条例施行規則第9条

□任期:令和6年3月21日~令和8年3月20日

加須市田ケ谷総合センター条例施行規則(抜粋)

(田ケ谷総合センター運営委員会の委員)

- 第9条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員 13 人 以内をもって組織する。
 - (1) 市内の公共的団体等の代表者
 - (2) 知識経験を有する者
 - (3) 市の職員

1 令和5年度加須市田ケ谷総合センター事業報告について

(1) 地域交流事業

① 教養·文化講座実施結果(実施/計画) 14/14 講座·58/58 回

No.	講座	実施 回数 (回)	参加 (人)	定員(人)	
1	料理教室(うどん作り教室)	6月25日(日):全1回	1	10	10
2	民踊教室	7月~3月(日):全16回	16	16	20
3	エクササイズ入門①	8月~9月(日):全4回	4	7	10
4	スワッグ教室	8月22日(火):全1回	1	11	10
5	茶道教室	9月~1月(金):全10回	10	10	10
6	シャボンフラワー教室	9月8日(金):全1回	1	9	10
7	編み物教室	10月~12月(月):全10回	10	11	20
8	料理教室(季節の食材中華風)	10月27日(金):全1回	1	11	20
9	クラフトバンド教室	11月~12月(木):全6回	6	14	10
10	スマートフォン教室①	11月16日(木):全1回	1	5	10
11	正月飾り教室	12月14日(木):全1回	1	10	10
12	料理教室(クリスマス料理)	12月22日(金):全1回	1	12	20
13	エクササイズ入門②	1月~2月(土):全4回	4	6	10
14	スマートフォン教室②	2月20日(火):全1回	1	3	10
	合	計	58	135	180







←スワッグ教室製作品 わら細工教室製作品→



②血圧測定 随時

血圧測定人数38名(令和6年2月末現在)

(参考:前年2月末時点測定人数 41名)

③人権啓発展

期 日:12月1日(金)~12月25日(月)

内 容:人権啓発パネル・人権標語・人権ポスター・人権折り鶴「未来へ」の展示、

啓発品の配布

※人権啓発パネルは(株)電通から無償借用。

(2) 田ケ谷総合センター利用状況

①館利用人数 9,119 名【令和6年2月末日現在】

(参考:前年2月末日現在 5,855名)

うち、貸館利用者 6.933 名

(参考:前年2月末日現在 4,576名)

②図書室・ロビー等の開放

■図書室利用者657名【令和6年2月末日現在】

(参考:前年2月末日現在 412名)

図書の貸し出し

図書の新規購入 12冊

■ロビー利用者 912 名【令和 6 年 2 月末日現在】

(参考:前年2月末日現在 406名)

(3) 講座参加者のイベントへの出演・出展

①第 20 回北埼玉地区人権フェスティバルへの出展

期 日:10月21日(土)行田市教育文化センター「みらい」

作品展示:スワッグ、羊毛フェルト、編み物、クラフトバック教室参加者の作品等31点

②2024みなくるフェスタへの出演・出展(予定)

(埼玉県教育集会所連絡協議会・部落解放同盟埼玉県連合会女性部主催事業)

期 日:3月23日(土) 熊谷市立江南総合文化センター「ピピア」

舞台出演:民踊教室参加者 11名

作品出展:スワッグ、編み物、クラフトバッグ、正月飾り教室参加者の作品 40点

(4) 建物・機械設備等に関すること

①各種点検の実施

消防用設備、防火対象物、自家用電気工作物、建築設備等の法令点検を実施した。

②消火器入れ替え(令和6年3月29日予定)

製造より10年経過した消火器15本を更新する。(既存消火器の処分含む)

- · ABC 粉末消火器 10 型 蓄圧式 10 本
- ·ABC 粉末消火器 20 型 蓄圧式 1本
- ・強化液消火器 6 ℓ 型 4 本
- ③PCB (ポリ塩化ビフェニル) 残留産業廃棄物の廃棄

田ケ谷総合センター西側倉庫内に保管されていた、低濃度 PCB 残留トランス 4 台の 運搬及び廃棄を業者に委託した。

④玄関前スロープタイル補修 (随時)

適宜、館長が玄関前スロープタイルを補修した。

(5) その他

感染症拡大防止のための対応

センター入り口正面の置き型体温計による検温、手指消毒等を実施した。

2 令和6年度加須市田ケ谷総合センター事業計画(案)について

(1) 地域交流事業

①教養・文化講座事業計画 13 講座・55 回

No.	講座名	予定時期	実施 回数 (回)	申込 定員 (人)	備 考
1	料理教室①(うどん作り)	6月	1	1 0	
2	料理教室②	10 月	1	2 0	
3	料理教室③	12 月	1	2 0	
4	民踊教室	7~3月	1 6	2 0	
5	エクササイズ入門	8~10月	5	1 0	
6	クラフトバンド教室	9~12月	6	1 0	
7	茶道教室	9~1月	1 0	1 0	
8	編み物教室(棒針、初級)	10~12月	1 0	2 0	
9	正月飾り教室(わら細工)	12 月	1	1 0	
10	スマートフォン教室	11 月	1	1 0	
11	【新】キユーピー講座	1月	1	2 0	食をテーマにした講座
12	【新】ハーバリウム教室	9月	1	1 0	下記写真(左)参考
13	【新】クリスマスリース教室	12 月	1	1 0	下記写真(右)参考
_	合 計		5 5	180	

■製作物イメージ(左No.12 ハーバリウム 右No.13 クリスマスリース) ※実際の製作物は講師との調整の上、決定します。





②人権啓発展の実施

期日:12月3日(火)~23日(月)に実施予定

③図書室・ロビー等の開放

クールオアシス、赤ちゃんの駅、図書の貸し出し、児童用図書の新規購入

(2) 講座参加者のイベント出演・出展

①第21回北埼玉地区人権フェスティバルへの出演・出展

期日: 令和6年10月26日(土)

会場:加須市文化・学習センター「パストラルかぞ」

②2025みなくるフェスタへの参加

(埼玉県教育集会所連絡協議会・部落解放同盟埼玉県連合会女性部主催事業)

期日:令和7年3月22日(土)(予定)

会場:クレア鴻巣(予定)

(3)建物・機械設備等に関すること

①PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含有しない産業廃棄物の廃棄 田ケ谷総合センター西側倉庫内に保管されている、コンデンサ5台の運搬及び廃棄を 業者に委託する。

②カーテン・カーテンレイル修繕

カーテンの更新と併せてカーテンレールを修繕する。

【1階】会議室・調理室 【2階】図書室・学習室・工作室・会議室

③玄関前スロープタイル補修

既存タイルをはがし、下地を整え、新規タイルを接着する。

田ケ谷総合センター職員勤務時間外の鍵管理について

■ 概要

○職員勤務時間外のシルバー人材センターに委託している夜間の鍵の開閉業務について、 埼玉県シルバー人材センター連合本部から警備業法に抵触すると指摘を受けたため、鍵 管理の方法を変更する。

■ 現状

①田ケ谷総合センター職員の勤務時間外となる夜間利用者のために、シルバー人材センターと 鍵開閉等業務の委託契約を締結している。

【参考】業務内容(仕様書から抜粋)

- (1) 鍵の開閉
 - ・施錠時の館内の消灯、冷暖房スイッチ・ガス栓等の確認
 - ・屋外の火元確認等
- (2) 利用者への対応
 - ・施設に対する意見や苦情の受付
- ②シルバー人材センターは警備員指導教育責任者の有資格者の在籍がないため、警備業を営むために必要な埼玉県公安委員会からの認定が受けられない状況である。
- ③市内の他の公共施設の職員勤務時間外の対応については、防犯対策を警備業者に委託することにより、機械警備システムを導入し、鍵管理は利用者が行っている施設が多い。

■ 当面(令和6年度)の対応

- 〇実務者に直接依頼
 - ・現在、シルバー人材センターを通して当業務を行っているA氏に直接依頼をし、謝金 対応とする。

【委託契約(請負契約)ではないため警備業法に抵触しない。】

■ 今後(令和7年度以降)の対応案

- ○市内の他の公共施設と同様の対応
 - ・機械警備システム(セコム・アルソック等)を導入し、防犯対策を行う。
 - ・利用者自身が鍵の開閉を行い、鍵はポスト等へ返却する。

○加須市田ケ谷総合センター条例

平成22年3月23日

条例第148号

改正 平成28年11月30日条例第39号

令和2年3月5日条例第4号

(題名改称)

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づき、福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点として、総合的な事業の推進を図るため、加須市田ケ谷総合センター(以下「センター」という。)を設置する。

(令和2条例4・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 加須市田ケ谷総合センター

位置 加須市上崎2080番地1

(令和2条例4・一部改正)

(事業)

- 第3条 センターは、次の事業を行う。
 - (1) 調查研究事業
 - (2) 相談事業
 - (3) 地域福祉事業
 - (4) 啓発及び広報活動事業
 - (5) その他必要な事業

(令和2条例4・一部改正)

(利用の許可)

第4条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、規則で定める ところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された 事項を変更するときも同様とする。 (令和2条例4·一部改正)

(利用の制限)

- 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは利用の許可をしないも のとする。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設、備品等を滅失又は破損するおそれがあると認められるとき。
 - (3) その他管理上支障があると認められるとき又は利用を不適当と認めるとき。

(使用料)

第6条 センターの利用者は、利用許可と同時に、別表に定める使用料を納付 しなければならない。ただし、第3条に基づく事業については、この限りで ない。

(令和2条例4・一部改正)

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めたときは、前条の使用料を減額し、 又は免除することができる。

(使用料の環付)

- 第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。
 - (1) センターの管理上特に必要があると認め、市長が利用の許可を取り消したとき。
 - (2) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。

(平28条例39・令和2条例4・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 館長の指示に従わないとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

(原状回復)

第10条 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに原状に回復して、館長の点検を受けなければならない。前条の規定により利用許可の取消し等を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

- 第11条 利用者は、利用中に施設設備品その他物品を滅失し、又は損傷した場合において、前条に基づく原状回復ができないときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。
- 2 市長は、第9条の規定による許可の取消し等によって利用者が被った損害 額について、賠償の責めを負わない。

(運営委員会)

- 第12条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、加須市田ケ谷総合センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の構成その他運営について必要な事項は、市長が別に規則で定める。 (令和2条例4・一部改正)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(令和2条例4・旧第1項・一部改正)

附 則(平成28年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

	区分						使用料						備考					
			午前	ή		2	午往	爰		夜間		1 日						
1 階					円				円				円				円	麺打ち室の
	集会室	1,	0	0	0	1,	5	0	0	2,	0	0	0	5,	0	0	0	利用は食生
	会議室兼相		1	0	0		1	5	0		2	0	0		4	0	0	活改善室に
	談室																	含む。
	教養娯楽室		1	0	0		1	5	0		2	0	0		4	0	0	
	食生活改善		6	0	0		8	0	0		6	0	0	2,	0	0	0	
	室																	
2 階	図書室		1	0	0		1	0	0		2	0	0		4	0	0	読書のため
	学習室		1	0	О		1	5	0		2	О	0		4	0	0	の図書室の
	会議室		1	0	0		1	5	0		2	0	0		4	0	0	利用は無料
	工作室		1	0	0		1	0	0		2	0	0		4	0	0	とする。
	音楽室		1	0	0		1	0	0		2	0	0		4	0	0	

○午前とは、午前8時30分から正午まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後6時から午後10時まで、1日とは、午前8時30分から午後10時までとする。

○加須市田ケ谷総合センター条例施行規則

平成22年3月23日 規則第112号

(趣旨)

第1条 この規則は、加須市田ケ谷総合センター条例(平成22年加須市条例 第148号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、条例の施行 に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和2規則15・一部改正)

(利用時間及び休館日)

- 第2条 加須市田ケ谷総合センター(以下「センター」という。)の利用時間 及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。
 - (1) 利用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。
 - (2) 休館日は、毎週の水曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12 月29日から12月31日までとする。

(令和 2 規則 1 5 · 一部改正)

(職員の任務)

- 第3条 センターに館長その他必要な職員を置く。
- 2 館長は、上司の命を受け、センターの業務を統括し、所属職員を指導監督する。
- 3 館長以外の職員は、館長の命を受け、それぞれの職務に従事する。

(令和2規則15・一部改正)

(館長の専決事項)

- 第4条 館長は、市長の権限に属する次の事項を専決することができる。
 - (1) 条例第4条の規定による利用許可に関すること。

(利用の手続)

第5条 条例第4条前段の規定により、センターの利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、施設利用許可申請書(様式第1号)を

利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の3箇月前の月の初日(その日が、第2条第2号に規定する休館日に当たるときは、その日の後において、その日に最も近い同号に規定する休館日でない日とする。)から利用日の2日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- 2 条例第4条後段の規定により、許可された事項を変更しようとするときは、 速やかに施設利用変更許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければな らない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 3 市長は、センターの利用を許可したときは、施設利用許可書(様式第3号) を申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、利用許可事項の変更を許可したときは、施設利用変更許可書(様 式第4号)を申請者に交付するものとする。

(令和2規則15・令和4規則2・令和4規則13・一部改正)

(利用の制限)

- 第6条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、 又は退館を命ずることができる。
 - (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を携行する者
 - (2) 風紀を乱すおそれがあると認められる者
 - (3) その他管理上支障があると認められる者

(管理上の制限)

- 第7条 センターを利用する者は、センター内において許可なくして、次に掲 げる行為をしてはならない。
 - (1) 物品の販売その他商行為をすること。
 - (2) 所定の場所以外で火気を利用し、又は喫煙すること。
 - (3) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(令和2規則15・一部改正)

(使用料の減免)

- 第8条 条例第7条の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設使用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、施設使用料減免決定通知書(様式第6号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(令和4規則13・追加)

(田ケ谷総合センター運営委員会の委員)

- 第9条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員13人以内をもって組織する。
 - (1) 市内の公共的団体等の代表者
 - (2) 知識経験を有する者
 - (3) 市の職員
- 2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員の欠けた場合にお ける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平31規則16·令和2規則15·一部改正、令和4規則13·旧第8条繰下)

(委員長及び副委員長)

- 第10条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員のうちから委 員長が指名する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(令和4規則13・旧第9条繰下)

(会議)

- 第11条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決する

ところによる。

(令和4規則13・旧第10条繰下)

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。 (平成29規則20・一部改正、令和4規則13・旧第11条繰下) (その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(令和4規則13・旧第12条繰下)

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(令和2規則15・旧第1項・一部改正)

附 則(平成29年規則第20号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年規則第16号)

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

(令和2規則15・旧第1項・一部改正)

附 則(令和2年規則第15号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

様式第1	号(第5条関係)		施設利力	用許可申請書			年	月	日
加須市	ī長 様						'	/1	H
,,,,,,	144		≨ II E	用者番号					
				ll.					
				用者名/団体名					
			住京						
			電調	舌番号					
次のと	おり、加須市	「公共施設を利用	目したいので申請し	します。					
	付番号								
	施設								
	内の場所								
	用目的								
(行	事名称)								
利	用日時								
利月	用責任者								
	用人数	人							
	出演者	-							
	予定者数	人	入場予定者数	人	<u></u>	:場整理員			人
受	付施設								
日付		可の場所	利用時間	利用人数	14	爰房設備	FI.	段明設備	Hi:
H 1.1	ледхг	1 0 2 4/01/)	4.01/D #3 [E]	73/11/\	1 1	<u> </u>	л.	7.01 bX N	H3

		基本侵	5用料	冷暖房使用料		照	明使用	料	
Āī	吏用料		円		円				円
15	X/11/11	備品例		減免額					
			H		円				円
				合計					円

様式第2号(第5条関係)				
).	施設利用変更許可申請書		年 月 日
加須市長 様				
		利用者番号		
		利用者名/団体名		
		住所		
		電話番号		
次のとおり、加須市公共	に施設の利用を変更し	したいので申請します。		
受付番号				
施設				
3	変更前		変更後	
使用料	変更前	円	変更後	円

施設利用許可書

年 月 日

様

加須市長

次のとおり、加須市公共施設の利用を許可します。

	公元旭氏の作りです。
受付番号	利用者番号
施設	
施設内の場所	
利用目的	
(行事名称)	
利用日時	
利用責任者	
利用人数	人
出演者	
出演予定者数	人 入場予定者数 人 会場整理員 人

受付施設

日付	施設内の場所	利用時間	利用人数	冷暖房設備	照明設備

	基本使用料	冷暖房使用料	照明使用料
使用料	円	円	円
1 使用料	備品使用料	減免額	
	円	円	円
		合計	円

様式第4	П.	/姓口女	BB/TC)
	F	し弗り米	挨 余

施設利用変更許可書

年 月 日

様

加須市長

次のとおり、加須市公共施設の利用変更を許可します。

受付番号	
施設	

変更前		変更後			
		00000000000000000000000000000000000000			

使用料	変更前	円	変更後	円
-----	-----	---	-----	---

様式第5号(第8条関係)

施設使用料減免申請書

					年	月	日
加須市長	様						
		利用者番号					
		利用者名/団体名	Ä				
		住所					
		電話番号					

次のとおり、使用料の減免を受けたいので申請します。

受付番号											
施設											
施設内の場所											
利用目的											
(行事名称)											
利用日時	年	月	目()		時	分	~	時	分	
使用料	減免前使用料			減免額			減免後使用料				
			円				円				円
減免理由											

様式第6号(第8条関係)

施設使用料減免決定通知書

年 月 日

様

加須市長

次のとおり、使用料の減免について決定しましたので通知します。

受付番号											
施設											
施設内の場所											
利用目的											
(行事名称)											
利用日時	年	月	目()		時	分	~	時	分	
使用料	減免前	i 使用料			減免額				減免後	使用料	
			円				円				円
減免理由											

様式第1号(第5条関係)

(令和4規則13・全改)

様式第2号(第5条関係)

(令和4規則13·全改)

様式第3号(第5条関係)

(令和4規則13・追加)

様式第4号(第5条関係)

(令和4規則13・追加)

様式第5号(第8条関係)

(令和4規則13・追加)

様式第6号(第8条関係)

(令和4規則13・追加)